

消 防 広 第 89 号  
平成 29 年 3 月 24 日

各都道府県 消防防災主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁広域応援室長  
(公 印 省 略)

### 緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱について

緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員（以下「訓練検討員」という。）については、「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の策定について」（消防広第 152 号）のとおり、緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱（以下「検討員要綱」という。）を定め、平成 28 年度より試行的に運用を開始したところ  
です。

今般、今年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）を通じて得られた課題や意見等を踏まえ、別添のとおり検討員要綱の一部を改正し、平成 29 年度より本運用を開始しますのでお知らせいたします。

今後、ブロック訓練を開催する都道府県及び検討員要綱に定められた訓練検討員消防本部におかれましては、当該要綱の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

担当) 消防庁広域応援室広域応援調整係  
塩谷・望月・菅原  
TEL 03-5253-7527  
アドレス a2.sugawara@soumu.go.jp

## 緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱

### 1 目的

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）において、これまでの経験や知見を活かし、消防庁と各ブロック訓練の実行委員会等と緊密な連携のもと、訓練の企画・調整等に係る検討・助言等を行うことにより、ブロック訓練の更なる効果的な実施を図るため、緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員（以下「訓練検討員」という。）を設けるものとする。

### 2 訓練検討員の主な役割

#### (1) 訓練の企画の助言等

図上訓練や実動訓練等の企画内容について、消防庁が示すブロック訓練の重点推進事項等を踏まえ、緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）や緊急消防援助隊の運用に関する要綱等との整合に係る確認、実災害や訓練での経験等を活かした助言を行う。

#### (2) 訓練に関する評価

図上訓練を中心とした評価を行い、消防庁や各ブロック訓練の実行委員会等に対し、訓練検討員としての意見・課題等を提出する。提出された意見は、各ブロックの実行委員会等が実施する訓練後の検討会等において共有する。

#### (3) 情報の共有、次年度の重点推進事項等の検討

すべてのブロック訓練終了後に、緊急消防援助隊運用調整会議や訓練に関する専門部会（以下「訓練部会」という。）等の機会を捉え、今年度実施した訓練で奏功した事例や課題となった事例等について情報共有を行い、次年度のブロック訓練における検証事項や重点推進事項等への追加・改正等を検討する。

### 3 訓練検討員の選定等

#### (1) 訓練検討員消防本部

訓練検討員は、訓練部会の委員を委嘱されている消防本部及び各地域ブロック内に存する基本計画の別表第1に掲げる部隊長の所属する消防本部を踏まえ、下表に示す消防本部から選定する。

ブロック	訓練検討員となる消防本部
北海道・東北	札幌市消防局・仙台市消防局
関東	<u>さいたま市消防局</u> ・東京消防庁
中部	<u>浜松市消防局</u> ・名古屋市消防局
近畿	<u>大阪市消防局</u> ・神戸市消防局
中国・四国	岡山市消防局・ <u>広島市消防局</u>
九州	福岡市消防局・ <u>熊本市消防局</u>

※網掛けは訓練に関する専門部会構成委員消防本部（現構成委員は、平成31年度まで）

## (2) 訓練検討員の委嘱

消防庁は、上記3(1)に示す消防本部から訓練検討員の推薦を受け、委嘱する。なお、推薦については年度当初に消防庁から依頼することとし、当該推薦依頼を受けた消防本部は、警防担当課長等(消防司令長の階級のもの)の職員から上記1及び2に示す目的、主な役割に照らし適任者を推薦する。

## (3) 開催県への通知

消防庁は、上記3(2)により委嘱した旨を、ブロック訓練を開催する都道府県に対して通知する。なお、当該通知を受けた都道府県は、訓練の企画、評価等について訓練検討員と協力するものとする。

## 4 その他

### (1) 会議等への出席

訓練検討員は、担当するブロック訓練(図上訓練実施日)に出席するものとする。なお、当該会議等に係る旅費は、消防庁が支弁する。

### (2) 役割担当

各ブロックの訓練検討員は、一方の訓練検討員が図上訓練を担当し、もう一方の訓練検討員が実動訓練を担当するなど、役割分担についてブロック訓練の実行委員会等と調整するものとする。

(下線部分)は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱</b></p> <p>1 目的 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）において、これまでの経験や知見を活かし、消防庁と各ブロックの訓練実行委員会等と緊密な連携のもと、<u>          </u>訓練の企画・調整等に係る検討・助言等を行うことにより、ブロック訓練の更なる効果的な実施を図るため、緊急消防援助隊<u>地域ブロック</u>訓練検討員（以下「訓練検討員」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 訓練検討員の主な役割 (1) 訓練の企画の<u>助言等</u> <u>          </u>図上訓練や<u>実動          </u>訓練等の企画内容<u>          </u>について、消防庁が示す<u>ブロック訓練の重点推進事項等</u>を踏まえ、緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）や緊急消防援助隊の運用に関する要綱等との整合に係る確認、実災害や訓練での経験等を活かした助言を行う。 (2) 訓練に関する評価 図上訓練<u>を中心とした          </u>評価を行い、<u>消防庁や各ブロック訓練</u>の実行委員会等<u>          </u>に対し、訓練検討員としての意見・課題等を提出する。提出された意見は、各ブロックの実行委員会等が実施する訓練後の検討会等において共有する。 (3) 情報の共有、次年度の重点推進事項等の検討 <u>すべての</u>ブロックの訓練終了後に、<u>緊急消防援助隊</u>運用調整会議<u>や訓練に関する専門部会（以下「訓練部会」という。）</u>等の機会を捉え、今年度実施した訓練で<u>          </u>奏功した事例や課題となった事</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱</b></p> <p>1 目的 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）において、これまでの経験や知見を活かし、消防庁と各ブロック<u>          </u>訓練実行委員会等と緊密な連携のもと、<u>ともに</u>訓練の企画・調整等に係る検討・助言等を行うことにより、ブロック訓練の更なる効果的な実施を図るため、緊急消防援助隊<u>          </u>訓練検討員（以下「訓練検討員」という。）を設けるものとする。</p> <p>2 訓練検討員の主な役割 (1) 訓練の企画・<u>調整          </u> <u>各</u>図上訓練や<u>部隊運用</u>訓練等の企画内容<u>等</u>について、消防庁が示す<u>          </u>重点推進事項<u>          </u>を踏まえ、緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）や緊急消防援助隊の運用に関する要綱等との整合に係る確認、実災害や訓練での経験等を活かした助言を行う。 (2) 訓練に関する評価 図上訓練<u>及び実動訓練等の</u>評価を行い、<u>          </u>各ブロック<u>          </u>の実行委員会等<u>及び消防庁</u>に対し、訓練検討員としての意見・課題等を提出する。提出された意見は、各ブロックの実行委員会等が実施する訓練後の検討会等において共有する。 (3) 情報の共有、次年度の重点推進事項等の検討 <u>全          </u>ブロックの訓練終了後に、<u>          </u>運用調整会議<u>          </u>等の機会を捉え、今年度実施した訓練で<u>          </u>奏功した事例や課題となった事</p>

例等について情報共有を行い、次年度のブロック訓練における検証事項や重点推進事項等への追加・改正等を\_\_\_\_\_検討する。

### 3 訓練検討員の選定等

#### (1) 訓練検討員消防本部

訓練検討員は、訓練部会の委員を委嘱されている消防本部及び各地域ブロック内に存する基本計画の別表第1に掲げる部隊長の所属する消防本部\_\_\_\_\_を踏まえ、下表に示す消防本部から選定する。

ブロック	訓練検討員となる消防本部
北海道・東北	札幌市消防局・仙台市消防局
関東	<u>さいたま市消防局</u> ・東京消防庁
中部	<u>浜松市消防局</u> ・名古屋市消防局
近畿	大阪市消防局・ <u>神戸市消防局</u>
中国・四国	<u>岡山市消防局</u> ・広島市消防局
九州	福岡市消防局・ <u>熊本市消防局</u>

※網掛けは訓練に関する専門部会構成委員消防本部（現構成委員は、平成31年度まで）

#### (2) 訓練検討員の委嘱

消防庁は、上記3(1)に示す\_\_\_\_\_消防本部から訓練検討員の推薦を受け、委嘱する。なお、推薦については年度当初に消防庁から依頼することとし、当該推薦依頼を受けた消防本部は、警防担当課長等（消防司令長の階級のもの）の職員から上記1及び2に示す目的、主な役割に照らし適任者を推薦\_\_\_\_\_する。

#### (3) 開催県への通知

消防庁は、上記3(2)により委嘱した旨を、ブロック訓練を開催する都道府県に対して通知する。なお、当該通知を受けた都

項等について情報共有を行い、次年度の\_\_\_\_\_訓練における検証事項や重点推進事項\_\_\_\_\_への追加・改正等について検討する。

### 3 訓練検討員の選定等

#### (1) 訓練検討員消防本部

訓練検討員は、\_\_\_\_\_基本計画の別表第1に掲げる部隊長の所属する消防本部のうち、各地域ブロック内に存する消防本部及び開催県が災害発生都道府県となった場合に対応する消防本部とし\_\_\_\_\_、下表のとおりと\_\_\_\_\_する。

ブロック	訓練検討員となる消防本部
北海道・東北	札幌市消防局・仙台市消防局
関東	_____東京消防庁
中部	名古屋市消防局・ <u>京都市消防局</u>
近畿	<u>京都市消防局</u> ・大阪市消防局
中国・四国	_____広島市消防局
九州	福岡市消防局・_____

#### (2) 訓練検討員の委嘱

消防庁は、上記3(1)に記載する消防本部に、訓練検討員の推薦を\_\_\_\_\_、依頼する。\_\_\_\_\_当該推薦依頼を受けた消防本部は、警防担当課長等（消防司令長の階級のもの）の職員から上記1及び2に示す目的、主な役割に照らし適任者を推薦し、消防庁が委嘱\_\_\_\_\_する。

#### (3) 開催県への通知

消防庁は、上記3(2)により委嘱した旨を、\_\_\_\_\_訓練開催\_\_\_\_\_県に対して通知する。なお、当該通知を受けた訓

道府 県は、 \_\_\_\_\_ 訓練の企画、評価等について訓練検討員と協力するものとする。

#### 4 その他

##### (1) 会議等への出席

訓練検討員は、担当するブロック訓練（図上訓練実施日） \_\_\_\_\_ に出席するものとする。また、訓練に関する専門部会については、上記3（1）に網掛けで示す、専門部会委員が出席するものとする。なお、当該会議等に係る旅費は、消防庁が支弁する。

##### (2) 役割担当

各ブロックの訓練検討員は、一方の訓練検討員が図上訓練を担当し、もう一方の訓練検討員が実動訓練を担当するなど、役割分担についてブロック訓練の実行委員会等と調整するものとする。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

練開催県は、訓練検討員と訓練の計画 \_\_\_\_\_ 等について \_\_\_\_\_ 協力するものとする。

#### 4 その他

##### (1) 会議等への出席

訓練検討員は、担当 \_\_\_\_\_ ブロック訓練全体会議、担当ブロック訓練（図上訓練実施日）及び訓練に関する専門部会に出席するものとし、 \_\_\_\_\_ 当該会議等に係る旅費は、消防庁が支弁する。

##### (2) 役割担当

複数の訓練検討員が配置されたブロックでは、当該ブロック訓練において指揮支援部隊長となる消防本部が消防応援活動調整本部図上訓練を担当するとともに訓練計画の全体調整を担当するものとし、もう一方の消防本部が各指揮支援本部図上訓練を担当するものとする。なお、前述の担当は、開催県及び訓練検討員が消防庁と調整のうえ、適宜変更できるものとする。

消防広第 152 号  
平成 28 年 7 月 5 日

平成 28・29 年度緊急消防援助隊  
地域ブロック合同訓練開催県  
消防防災主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長

様

消防庁広域応援室長  
(公 印 省 略)

### 緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の策定について

平素は緊急消防援助隊の運用及び体制の整備にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下、「ブロック訓練」という。）については、各ブロックの開催県に設置される実行委員会等において、訓練計画や運営計画等を作成し、訓練を実施しているところです。

この度、更なるブロック訓練の効果的な実施のため、緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員（以下、「訓練検討員」という。）について、別添のとおり緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱（以下、「検討員要綱」という。）を定めましたので、貴職におかれましては下記に留意の上、ご対応を頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1 訓練検討員の推薦

検討員要綱 3（1）に定める消防本部は、別紙 1 「訓練検討員推薦書」を平成 28 年 7 月 13 日（水）まで、下記担当者に提出願います。

なお、訓練検討員の推薦は、可能な限り指揮支援部隊長等の訓練参加者とは別の者を推薦願います。

#### 2 開催県の協力

消防庁は、上記 1 により推薦書を受領後、訓練検討員を委嘱し、当該委嘱状況について、開催県及び訓練検討員委嘱消防本部に通知することとしていますので、開催県及び訓練検討員においては、消防庁と緊密な連携のもと、相互に協力し、効果的な訓練の実施に取り組むよう留意願います。

### 3 会議等への出席

訓練検討員は、自消防本部内に補助員等を指定し、訓練検討員が会議等に出席できない場合は、当該補助員を代理出席するなどの体制をとるよう配慮願います。

### 4 その他

本年度における訓練検討員の運用については、「試行」と位置付け、来年度以降、本格的に運用を行うこととしています。

なお、運用（試行）結果については、「訓練に関する専門部会」等において検証し、来年度以降の運用のあり方を検討する予定としております。

担当) 消防庁広域応援室広域応援調整係

千葉・望月・菅原

TEL 03-5253-7527

アドレス a2.sugawara@soumu.go.jp